

徳島県公金管理委員会運営要領

(目的)

第1条 徳島県公金管理委員会の運営について、徳島県公金管理委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱第9条の規定に基づき、この要領において必要な事項を定める。

(委員会の開催)

第2条 委員長は、要綱第4条に規定する会議として、一会計年度において1回の定例委員会を開催するものとする。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、臨時委員会を開催することができる。

(幹事会の開催)

第3条 会長は、要綱第6条に規定する幹事会として、一会計年度において1回の定例幹事会を開催するものとする。ただし、会長は、金融情勢等に基づく判断により定例幹事会の開催を増減することができる。

- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、臨時幹事会を開催することができる。
- 3 会長は、緊急のため会議を招集するいとまがないときは、前二項の規定にかかわらず、次の幹事を主幹事として緊急幹事会を開催することができる。
 - 一 財政課長
 - 二 会計課長
 - 三 企業支援課長
 - 四 企業局経営企画戦略課長
 - 五 会長が特に必要と認める課室の長

(部会の設置等)

第4条 会長は、要綱第5条第5項に規定する部会として、次の部会を設置することができる。

- 一 基金部会
- 二 資金管理部会
- 三 制度融資部会
- 2 部会の構成は、前項各号の区分に応じ公金預金関係課の課長補佐又は係長で構成する。

(会議の非公開)

第5条 徳島県公金管理委員会（以下「委員会」という。）に係る会議及び会議資料は非公開とする。ただし、委員長が特に認める場合は、この限りでない。

(情報の収集)

第6条 要綱第2条第3号に規定する金融機関の経営情報等の把握については、外部組織等の活用をすることができる。

(緊急対応マニュアル等の整備)

第7条 委員長は、公金管理に関する緊急対応マニュアル等を整備するものとする。

(その他)

第8条 委員会の運営について、この要領に定めのない事項は、委員長が別に定める。

附 則
この要領は、平成14年3月19日から施行する。

附 則
この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成20年3月21日から施行する。

附 則
この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。